

web 広告掲載に関する規約

以下は、一般財団法人箱根町観光協会（以下、協会）でのweb 広告掲載にあたっての規約となります。

1. お申し込み

- (ア) 広告掲載は20日までに申し込みいただいた場合は翌月1日からとし、21日以降お申し込みされた場合は、翌々月からとします。但し、協会が特別に指定した場合はこの限りではありません。
- (イ) 協会は、申込者に対し会社案内等の申込者の概要のわかるもの、その他協会が必要とする書類等を求めることができます。
- (ウ) お申し込み後、審査をさせていただく場合があります、審査の結果によっては掲載をできない場合があります。その際、理由の開示についての義務を負うものではありません。

2. 掲載期間

掲載期間は1ヶ月毎とします。

3. 広告内容の変更

広告掲載が成立した後でも、デザイン・形式・内容について、以下の場合は、その内容の変更を求めることがあります。この変更に応じなかった場合、協会の履行できなかった債務に関して、その義務を免れるものとし、申込を解除できるものとし、申込を解除できるものとし、なお、掲載料金の返還はしないものとします。

- (ア) 法令に違反すると協会が判断した場合
- (イ) 公序良俗に反すると協会が判断した場合
- (ウ) 協会が不適切と判断した場合

4. 申込者の責務

申込者は広告の内容が法令等に反するものでない事を保証します。申込者は広告の内容が第三者の権利を侵害するものでない事を保証します。掲載広告に関して第三者から損害を被った旨の訴えがあった場合、申込者の責任において解決するものとします。

5. 免責事項

- (ア) 申込に定められた広告掲載期間について、協会がその全部または一部を履行出来なかった場合、期間を延長して残部を履行するものとします。
- (イ) 協会の責に帰さない事由によって履行が出来なかった場合、免責されます。
- (ウ) 申込者は、次に掲げる理由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾しなければなりません。
 - ① ホームページの更新、修正等のための停止
 - ② サーバー及び通信回線等の点検、障害等による停止
- (エ) 前号の理由により広告の掲載が一定期間停止されたことによる掲載料金の返還、損害等を協会に請求することはできないものとします。
- (オ) 広告の掲載または広告不掲載に関した一切の責任は、申込者が負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、協会は賠償する責を負わないものとします。

6. 支払方法

(ア) 広告掲載料は掲載月の翌月初頭に請求します。

(イ) 料金について、協会が請求した金額を広告掲載日の翌月末日までにお支払い下さい。但し、協会が特別に指定した場合はその限りではありません。料金は、協会の指定する金融機関口座にお振り込み下さい。振り込み手数料は申込者の負担とします。

7. 支払いが遅滞した場合

申込者が、定められた期日（翌月末日）までに広告料金の支払いを行わなかった場合、その支払いが行われるまで、協会は広告掲載の履行を停止することができるものとします。その場合の不履行部分について、申込者は協会に対して損害賠償請求はできないものとします。申込者は支払いの遅滞日数に応じて年利15%の遅延損害金をお支払い頂く場合があります。

8. 広告掲載の取消しについて

申込者が次のいずれかに該当した場合、協会は申込者への催告その他何らの手続きを要することなく全部又は一部の広告掲載を取消す事が出来るものとします。

(ア) 広告料金が定められた期限を越えても支払われず、協会からの催告にも応じない場合

(イ) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、あるいは営業免許取消などの公権力の処分を受け、又は特別清算、会社整理、民事再生手続、会社更正、破産等の申立てがあったとき、その他申込者の財政状態が悪化したと協会が認めたとき。

(ウ) 申込者又は申込者の代理人、代表者若しくは従業員等が法令に違反した（報道の有無を問いません）場合などで申込者から委託を受けた広告掲載を継続することが、協会又は申込者の利益、信用を阻害する可能性があるとして協会が判断した場合、申込者が協会に対して負担する一切の債務（この広告掲載契約における既に協会が履行した申込者の広告料支払債務に限らない）に関する期限の利益は直ちに喪失するものとします。

(エ) その他、著しく信義に反する事象があった場合。

9. 守秘義務

申込者および協会は、広告掲載あるいは広告掲載に関して知り得た互いの秘密情報を第三者に提供、開示、漏洩をしてはならないものとします。

10. 紛争処理

この広告掲載に関連して生じた一切の紛争については、双方、話し合いを持って解決します。

11. この規約に定めるもののほか、広告掲載に関して必要事項は協会が別に定めます。

12. この条件の変更

協会はいつでもこの広告掲載の各条項を変更することができるものとします。但し、既に成立している広告掲載については、当該広告掲載を申込みれた日（申込書記載の申込日）における申込が適用されるものとします。